

みんなの力で 防ごう児童虐待

～虐待相談のあらまし(2010年版)～

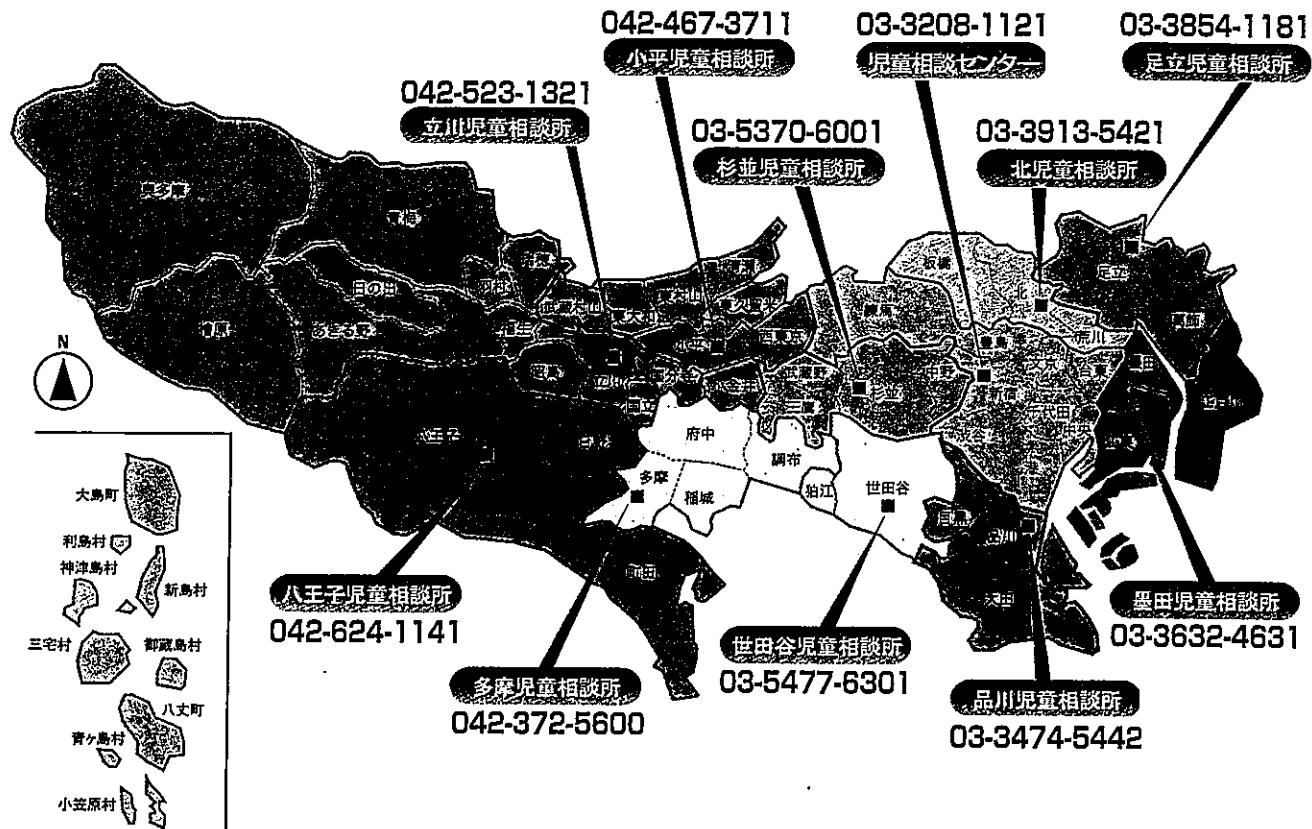


東京都

東京都児童相談所の案内

TOKYO
東京都

東京都には、現在11の児童相談所があります。
担当地域は下記のとおりです。



被指置児童の虐待相談窓口

	都	児童相談所	児童福祉審議会
電話番号	03-3202-4152 聴覚言語障害者用FAX 03-3208-1162	各児童相談所の番号	0120-481-479
開設時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後8時30分 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (夜間、土・日曜日、祝日、 年末年始は児童相談センター にて対応)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※携帯電話からもつながります。 (12月29日～1月3日を除く)

オレンジリボンには
「児童虐待防止」というメッセージが
込められています。



オレンジリボンを見たときに
子供への虐待防止を思い出してください。
オレンジリボンを胸につけて
子供への虐待防止を呼びかけてください。

子供への虐待が増え続けています

虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を断ちません。都内の児童相談所で受けた虐待の相談・通告の件数も増加の一途をたどり、10年前の約5倍となっています。

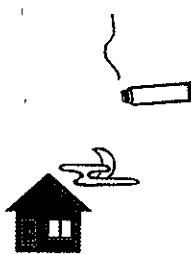
虐待は子供の穏やかな発育・発達を損ない、子供の心身に大変深刻な影響を及ぼします。子供の人権を守り、虐待を防止していくために、私たちはこの問題への理解をさらに深め、さまざまな機関の連携を強化していかねばなりません。

子供への虐待とは

保護者(親、または親にかわる養育者)によって子供に加えられた行為で、次のように分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

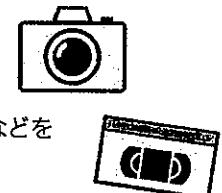
身体的虐待

- 殴る、けるなどの暴力
- タバコの火などを押しつける
- 逆さづりにする
- 冬戸外に長時間じめだす など



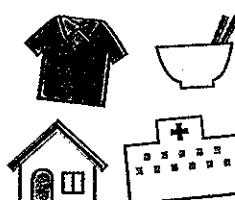
性的虐待

- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などを子供に強要する など



ネグレクト(養育の放棄又は怠慢)

- 適切な衣食住の世話をせず放置する
- 病気なのに医師にみせない
- 乳幼児を家に残したまま度々外出する
- 乳幼児を車の中に放置する
- 家に閉じこめる(学校等に登校させない)
- 保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置する など



心理的虐待

- 無視、拒否的な態度
- ば声を浴びせる
- 言葉によるおどかし、脅迫
- きょうだい間での極端な差別扱い
- 子供の目の前でドメスティック・バイオレンス(配偶者に対する暴力)を行う など



子供たちは

虐待は子供たちに深刻な影響を与えます。

- ◆発育・発達の遅れなどの身体症状
- ◆情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれることがあります。

他人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度の自己嫌悪や自殺願望、アルコールや薬物依存に結びついたり、次の世代に引き継がれていくこともあります。

親たちは

虐待する親たちの背景には

- ◆子育ての悩み
 - ◆周囲からの孤立
 - ◆家庭の不和
 - ◆親自身が虐待を受けて育ってきた
 - ◆経済的な問題
- など様々なストレスや葛藤があります。そして苦しんでいても助けを求められずにいます。親を非難するだけではなく、家族を支援していくことが必要です。

児童虐待防止対策に関する法律の経緯

平成12年、児童相談所への虐待相談件数の増加や児童虐待問題が深刻化していることから、児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護を行うことなどを目的として児童虐待の防止等に関する法律が制定されました。その後の児童虐待防止対策に関する法律の経緯と主な内容は以下のとおりです。

平成12年

児童虐待防止法の制定(H12.5月公布、11月施行)

- 児童虐待の定義
(「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」)
- 住民の通告義務
- 立入調査
- 児童虐待の早期発見
- 警察官の援助
(児童の安全確認や立入調査等、児童相談所長による職務執行に際し、物理的その他の手段による抵抗を受ける恐れがある場合に警察官の援助を求める事ができることが明記されました。)

平成16年

児童虐待防止法(H16.4月公布、H16.10月施行)・児童福祉法の改正(H16.11月公布、H16.12月施行)

- 児童虐待の定義の見直し
(保護者以外の同居人による虐待行為を保護者が放置すること等もネグレクトに含まれることになり、また、児童の目前で配偶者に対する暴力が行われることなど、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれることが明確化されました。)
- 通告義務の範囲の拡大
(「虐待を受けた子供」から「虐待を受けたと思われる子供」までに拡大されました。)
- 区市町村の役割の明確化
(区市町村が虐待通告先に追加されました。)
- 面会又は通信の制限
(家庭裁判所の承認を得て児童養護施設などに入所させた児童について、保護者の面会・通信を制限することが可能になりました。)
- 要保護児童対策地域協議会の法定化
(区市町村に要保護児童に関する協議会を設置できることが明記されました。)
- 司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)

平成20年

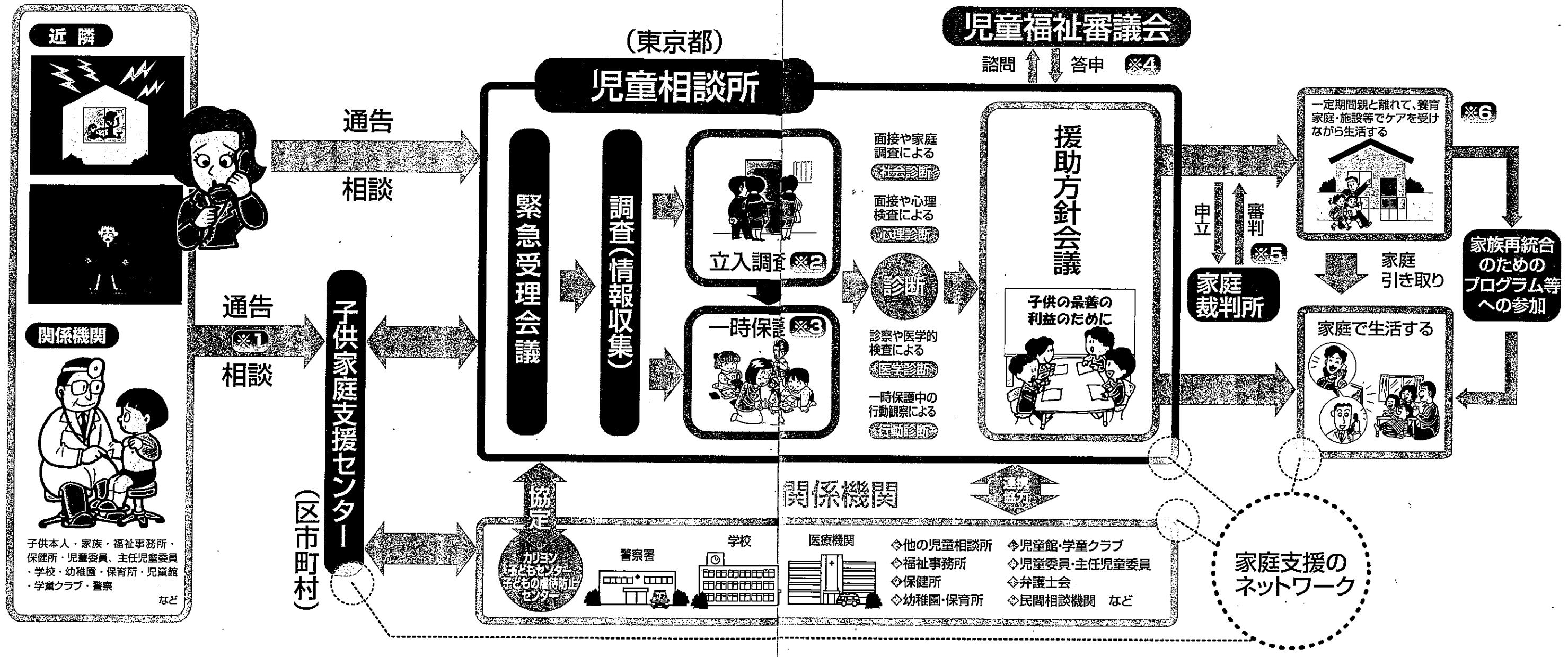
児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H19.6月公布、H20.4月施行)

- 児童の安全確認義務
(児童の安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化されました。)
- 出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化(臨検・捜索)
(解錠を伴う立入調査を可能とする新制度が創設されました。)
- 保護者に対する面会・通信等の制限の強化・接近禁止命令
(一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も面会や通信を制限することが可能になりました。)
- 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等
(保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることが明確化されました。)

平成21年

児童虐待防止法の改正(H20.12月公布、H21.4月施行)

- 被措置児童等に対する虐待の措置の明確化等
(児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講すべき措置等、施設内虐待防止のための規定が設けられました。)
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
(要保護児童対策地域協議会の協議対象が、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大されました。)



児童虐待の早期発見 (虐待防止法 5条)

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

※2 立入調査（虐待防止法 9条　児童福祉法 29条）

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

虐待発見者の通告義務
(虐待防止法 6条 児童福祉法 25条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

 児童の一時保護

児童相談所長は、必要があると認めるときは児童を一時保護することができる。

※4 児童福祉審議会の意見聴取（児童福祉法 27条）

都道府県知事は、施設入所等の措置の決定及びその解除等にあたって、一定の場合（保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しないとき等）には、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければならぬ。

※5 家庭裁判所の審判による施設入所（児童福祉法 28条）

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合には、児童の親権者等の意に反しても、児童相談所長が家庭裁判所の承認を得て、児童を児童養護施設等に入所させることができる。

親権喪失宣告の請求（児童福祉法 33条の7）

児童相談所長は、児童等の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所に親権喪失宣告の請求を行うことができる

※6 接近禁止命令 (虐待防止法12条の4)

都道府県知事は、児童について強制入所などの措置がとられ、かつ、保護者について児童との面会、通信の全部が制限されている場合において、特に必要と認められるときは保護者に対し接近禁止を命令できる。

児童相談所の虐待対策

児童相談所と関係機関は児童虐待の防止や児童虐待に対応するため、様々な対策を行っています。

1)児童相談所の体制強化

○児童福祉司、心理司の定員を増員

児童福祉司を、平成16年→138人、平成17年→149人、平成18年→159人、平成21年→172人に増員し、また児童心理司を平成19年に39→52人に増員しています。

○児童虐待カウンセリング強化事業を実施

虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医等による、保護者などへのカウンセリングを各児童相談所で実施しています。
(平成13年度から実施)

○協力弁護士制度の実施

困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応するため、協力弁護士制度を実施しています。さらに各児童相談所に非常勤弁護士を配置しています。(協力弁護士は平成13年度から、非常勤弁護士は平成16年度から実施)

○虐待対策班の設置

児童虐待に迅速かつ機動的に対応するため、各児童相談所に児童福祉司、児童虐待対応協力員からなる虐待対策班を設置しています。
(平成15年度から実施)

○死亡事例等検証部会の設置

平成15年度から、今後の支援に活かせるように児童虐待による死亡事例や重大事例について分析し、検証しています。また、平成20年度からは児童福祉審議会の中の特別部会で行っています。

○通年開所

児童虐待に迅速に対応するため、緊急ケースに土・日曜日、祝日(年末年始を含む)にも対応する相談窓口を設置し、365日切れ目のない緊急相談体制を確保しています。
(平成15年度から実施)

○協力医師制度の実施

法医学の専門的知識・経験を有する病院(医師)を協力病院(医師)として指定し、身体的虐待が疑われる外傷等について、法医学の見地からの意見・診断を得ることにより、虐待相談への的確な対応を図ります。また、平成19年度から小児科の専門家にも広げ、より一層の対応強化を図っています。
(平成18年度から実施)

2)子供・家族支援等の強化

○家族再統合のための援助事業

虐待を受けて児童養護施設に入所している子供や養育家庭に委託されている子供とその保護者に、家族合同でのグループ心理療法(ファミリー・ジョイント・グループ)や、親のグループカウンセリング(愛称:「やっぽー」、「い・い・な」)、家族カウンセリングなどさまざまな援助を行っています。
(治療指導課で平成14年度から実施)

○家庭復帰促進事業

児童虐待などにより施設などに入所した児童について、家庭環境の改善、家庭復帰に向けての取組みを行い入所児童の早期家庭復帰を促進するために、家庭復帰支援員を各児童相談所に配置しています。
(平成15年度から実施)

3)地域・関係機関との連携

○関係機関との連携

児童虐待対策について、児童福祉分野のほかにも多様な機関が関わる必要があるため、各関係機関の連携、虐待の早期発見、再発防止体制づくり等を目的として、福祉事務所、保健所、学校、警察、家庭裁判所などと連絡会等を実施しています。

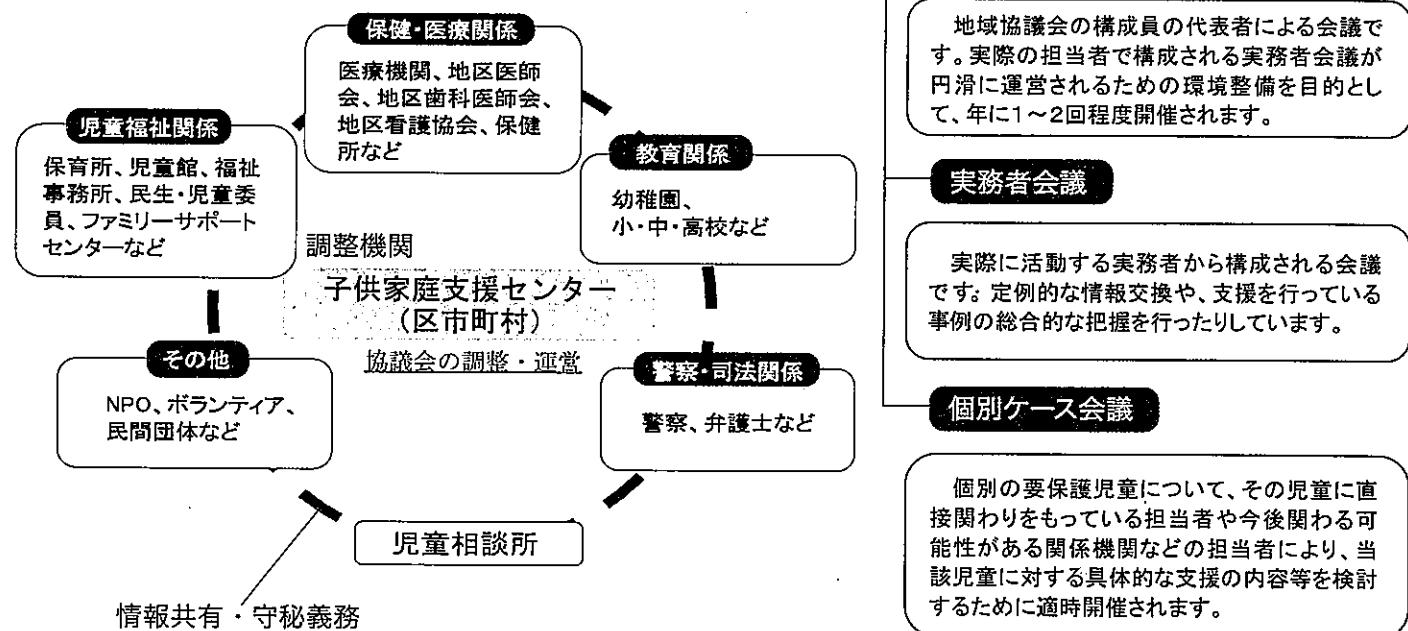
○民間相談機関との連携

複雑な児童虐待について民間相談機関とも連携して対応するために、平成12年に社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」と、平成16年に社会福祉法人「カリヨン子どもセンター」とそれぞれ協定書を締結しました。

○要保護児童対策地域協議会への参画

虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童などの適切な保護のために要保護児童対策地域協議会に参画しています。要保護児童対策地域協議会とは、地方公共団体によって設置される幅広い関係機関や民間団体が参加する協議会です。代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の3つの会議などから構成され、構成員に守秘義務を課すことで、関係機関が積極的に情報を交換するなど密接に連携して、保護を要する子供の早期発見、適切な保護を図ろうとするものです。

要保護児童対策地域協議会の構成例



代表者会議

地域協議会の構成員の代表者による会議です。実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1~2回程度開催されます。

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議です。定期的な情報交換や、支援を行っている事例の総合的な把握を行ったりしています。

個別ケース会議

個別の要保護児童について、その児童に直接関わりをもっている担当者や今後関わる可能性がある関係機関などの担当者により、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催されます。

4)児童相談所以外の虐待対策事業

○乳児家庭全戸訪問～こにちは赤ちゃん事業～(区市町村)

生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供をできるようにします。

○要支援家庭の早期発見に向けた取組み

母子健康手帳交付時や新生児訪問時等の機会を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、子育てスタート支援事業や保健所の個別指導、子供家庭支援センターで実施するサービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組みを支援します。

○医療機関における虐待対応力強化

医療機関における虐待対応力の強化を図るために、児童相談所による院内の虐待対策委員会(CAPS)の立ち上げ支援や、児童虐待に関する医療従事者向けの研修を実施しています。

また、CAPS支援設置病院の連絡協議会や地域の関係機関との合同研修など、児童虐待の防止や適切な対応に向け、医療機関との連携強化のための取組みを行っています。

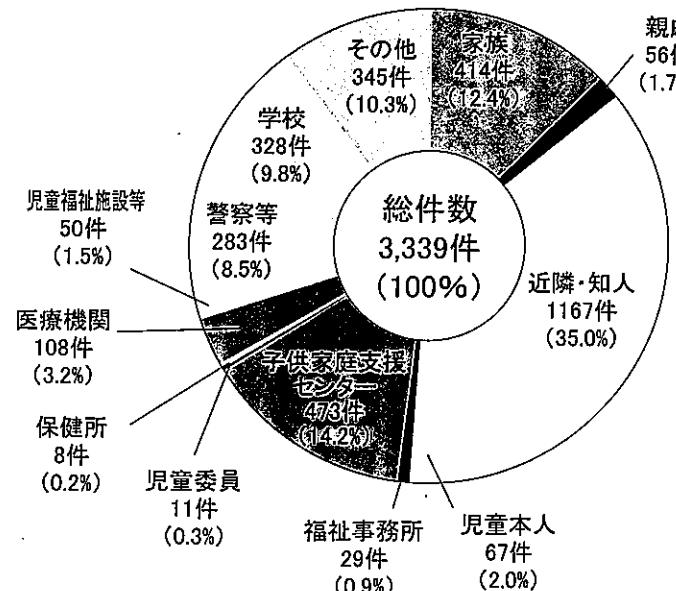
虐待相談に関するデータ

(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)

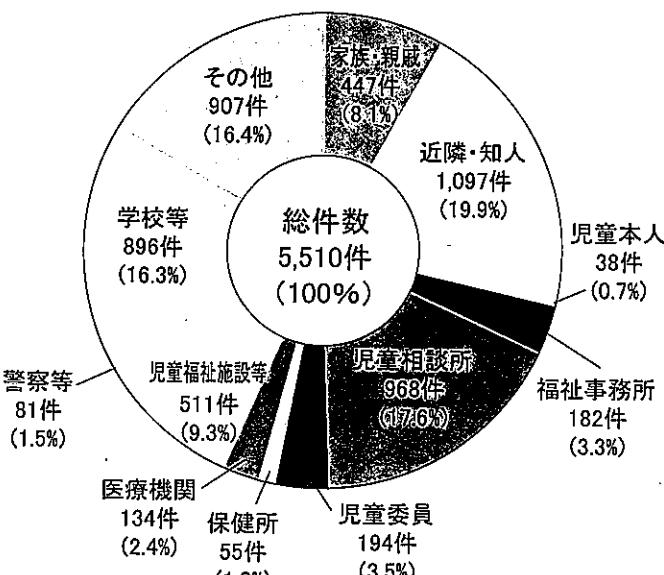
虐待対応状況(都・区市町村)



経路別虐待相談対応状況(都)

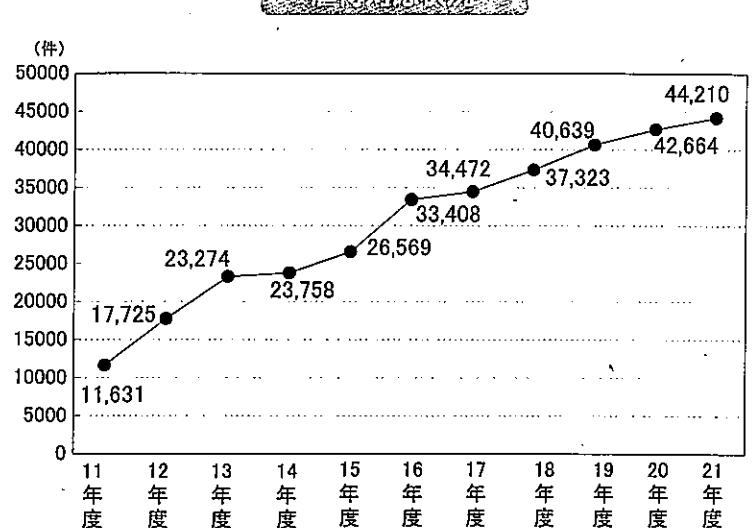


経路別虐待相談対応状況(区市町村)

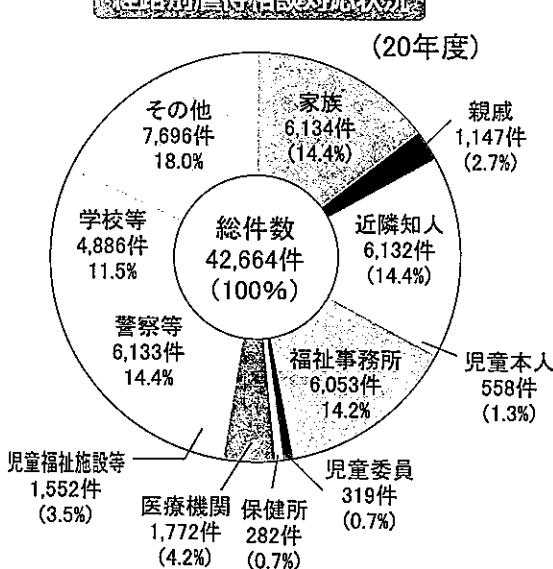


全国データ

虐待対応状況

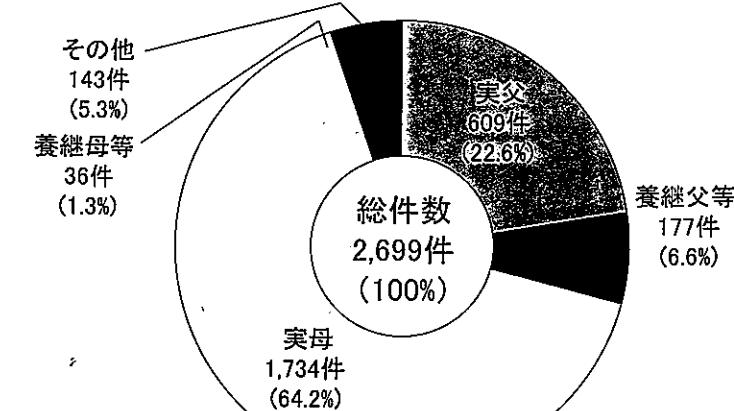


各都道府県別虐待相談件数



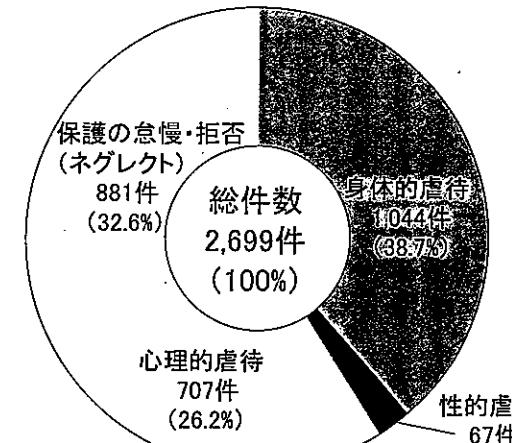
東京都の21年度のデータです。

虐待者内訳



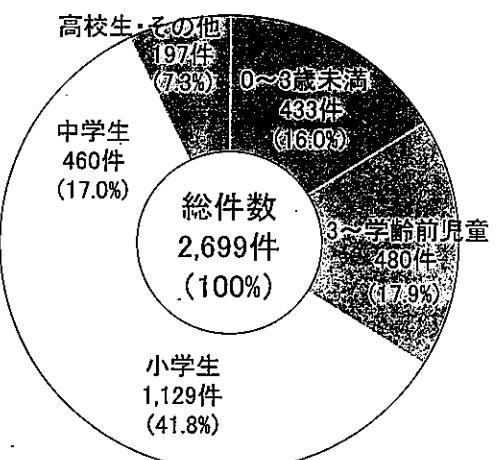
※非該当の640件を除く

内容別虐待相談対応状況



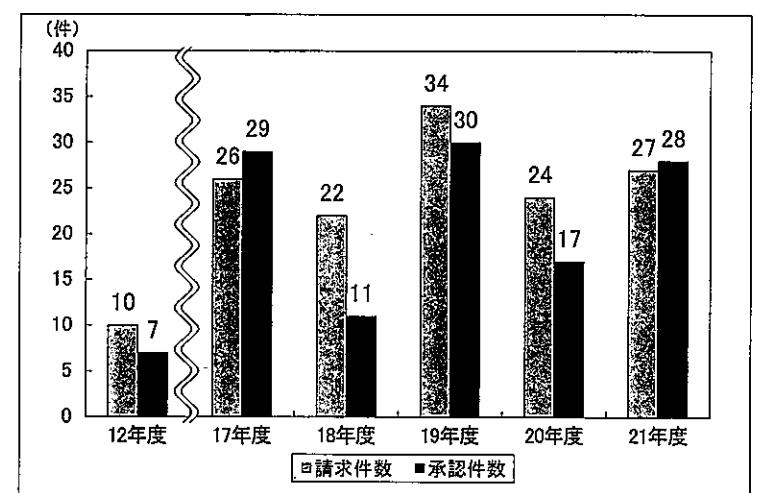
※非該当の640件を除く

年齢別相談対応状況



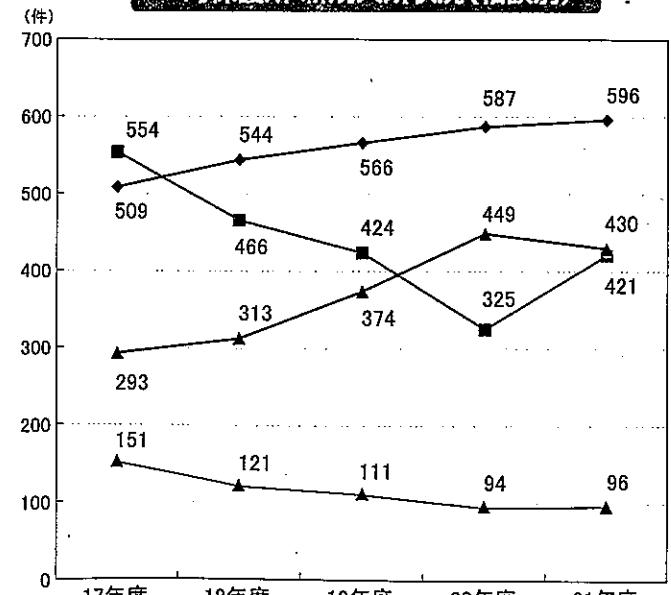
※非該当の640件を除く

28条に基づく請求・承認件数



※28条
家庭裁判所の審判による施設入所

一時保護所・新規入所状況(相談別)



一時保護所・退所先別状況(被虐待児童)

